

仙台市介護保険審議会の運営（案）について

1 会議の公開について

(1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、会長が委員に諮り、非公開とすることができる。

ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合

イ 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度会長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を3ページのとおり定める。

2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市健康福祉局保険高齢部介護保険課で作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

ア 開催年月日、開会及び閉会時間

イ 出席委員の氏名

ウ 説明のために出席した市職員の職氏名

エ 議事の経過の概要

オ その他必要な事項

(3) 議事録には会長及び会長が指名した委員1名が署名する。

3 地域密着型サービス運営委員会について

(1) 委員会が地域密着型サービス事業者等の選定又は指定に関する事項について審議する場合は、審議の対象となる申請を行った法人に所属する委員その他当該事項の審議に加わることにより、公正な審議に支障が生じるおそれがあると認められる委員は、その事項の審議に参加することができない。

(2) 上記(1)に基づく審議への参加の可否については委員長が決定する。ただし、委員長の審議への参加の可否については委員長職務代理者が決定する。

(3) その他、地域密着型サービス運営委員会の運営は、介護保険審議会に準じる。

4 地域包括支援センター運営委員会について

(1) 委員会が次の事項について審議する場合は、審議の対象となる地域包括支援センターの業務の委託先法人に所属する委員その他当該事項の審議に加わるにより公正な審議に支障が生じるおそれがあると認められる委員は、その事項の審議に参加することができない。

ア 地域包括支援センターの業務の委託先法人に関する事

イ 地域包括支援センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施に関する事

ウ 指定介護予防支援の一部の委託に関する事

(2) 上記(1)に基づく審議への参加の可否については委員長が決定する。ただし、委員長の参加の可否については委員長職務代理者が決定する。

(3) その他、地域包括支援センター運営委員会の運営は、介護保険審議会に準じる。

参考資料1 仙台市介護保険条例（抜粋） ※介護保険審議会に関する部分

参考資料2 仙台市介護保険条例施行規則（抜粋） ※介護保険審議会に関する部分

会議の傍聴に際し守っていただく事項

仙台市介護保険審議会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

1. 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
2. はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
3. 飲食、喫煙をしないこと
4. 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の同意を得た場合はこの限りではない。
5. 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
6. その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
7. 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。